

総務産業常任委員会審査報告書

令和4年3月23日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

総務産業常任委員会委員長 青 山 弘

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第4号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	可 決
議案第5号	飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第6号	飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第7号	飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第8号	飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第9号	飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第10号	飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	可 決
議案第11号	飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例	可 決
議案第21号	令和4年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算	可 決
議案第22号	令和4年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算	可 決
議案第25号	令和4年度飯綱町水道事業会計予算	可 決
議案第26号	令和4年度飯綱町下水道事業会計予算	可 決

議案第 27 号	飯綱町公の施設の指定管理者の指定について	可 決
請願第 1 号	「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書の提出を求める請願書	不採択
陳情第 1 号	「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情	採 択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 4 号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 5 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：人事院勧告により期末手当を減額する内容だが、勧告に従わなければならないものなのか。改正しなかった場合に何かペナルティがあるか。また、国会議員の期末手当を減額する内容の法案が提出されている事実が確認できない。

回 答：人事委員会を設置する自治体は、その勧告を尊重して改正案を提出するが、当町のように人事委員会を設置しない自治体は国の人事院勧告に準じた改正をこれまで行っている。

勧告に従わないからといって、直ぐにペナルティが課せられることはないと思うが、国等から説明を求められることになると思う。

国会議員の期末手当の支給月数は、特別職（内閣総理大臣等）の職員の給与に関する法律の例によるとあり、現在、同法律の改正案が国会で審査中である。法案成立をもって、「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律」を改正することなく国会議員の期末手当の支給月数も連動して改定される。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 6 号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 7 号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 8 号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：景観審議会は何人で構成されるのか。

回 答：令和 3 年 12 月定例会で可決の景観条例では 10 人以内とあり、学校の先生や商工会、農業委員会等の代表者などによりバランス良く選任している。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 9 号 飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 10 号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 11 号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例

質 疑：いづなコネクト施設内にある使用していない備品の活用について、どう考えているのか。

回 答：例えば、いづなコネクト WEST 内のとちのきキッチン（ふれあいスペース）にあるミシン等を、コロナウイルス感染防止のためのマスク作りに使用したいと町内のボランティア団体から要望があり、対応した経緯がある。町は、公共性や公益性の高い活動を中心に施設内の備品の有効活用を進めていきたいと考えている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 21 号 令和 4 年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計予算

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 22 号 令和 4 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算

質 疑：原田地区の土地購入価格はいくらか。

回 答：およそ 1200 万円。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 25 号 令和 4 年度飯綱町水道事業会計予算

質疑①：牟礼地区の取水量と土橋水源の取水量で飯綱町全体をまかなうことは可能か。河川からの取水を懸念する声が多いため切り替えることはできないか。

回答①：水量的にまかなうことは可能と思われる。河川水の利用については今後の町全体の水需要も含め検討していく。

質疑②：公営企業債の利率について、5.00%以内とあるが根拠は。

回答②：一般会計も含め、他の特別会計も同様の値としている。利率見直し方式での借入の際は見直しを行うが、それも含め、ある程度の幅を持たせて設定している。

質疑③：一時借入金の限度額 50,000 千円の根拠は。

回答③：浄水施設や配水管路で緊急のトラブルが発生した場合、何千万単位の修繕費用が必要となる可能性があるため余裕を見てこの額を計上した。

質疑④：他会計からの補助金について、牟礼地区、三水地区で開きがあるがなぜか。

回答④：他会計からの補助金である他会計負担金は人件費と企業債利息分に充当しているが、牟礼地区については来年度に人員の雇用の仕方に変更があるため、その人件費分の差である。

質疑⑤：四ツ屋地区の消火栓設置工事に 660 万円かかる根拠は。また、通常はいくらくらいとなるか。

回答⑤：四ツ屋地区の新設箇所については管路延長が 300m ほど必要となるためこの額となってしまう。防火水槽の設置も検討したが建設費用におよそ 1,000 万円程度かかるとのことから消火栓の新設とした。今年度実施した坂上地区の消火栓新設工事では 10m ほどの延長でおよそ 80 万円であった。

質疑⑥：漏水調査等委託料の 143 万円は何kmの調査を想定しているのか。

回答⑥：10 km程度の調査費用である。

質疑⑦：委託業者は町内業者か、また同業者なのか。

回答⑦：町内には漏水調査会社がないため長野市内の業者に委託している。ここ数年はこれまでの実績もあるため同じ業者に委託をしている。

意見①：有収率の向上に向け、漏水箇所の調査や石綿管・老朽管の布設替えを積極的に、できるだけ早急に進めてほしい。

意見②：移住者が町内どこでも住みやすくなるように水道の提供を。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 26 号 令和 4 年度飯綱町下水道事業会計予算

質疑①：東高原の下水はどのようなになるのか。

回答①：東高原地区は公共下水、農業集落排水、個規模、個別以外の区域となるため浄化槽設置区域となる。設置に際し、循環型社会形成事業として国庫、県、町の補助を利用することができる。

質疑②：委託料の関係で、広域化推進統合事業計画の中に「し尿受け入れ」とあるがどのような内容か。

回答②：北部衛生・信濃町・飯綱町とで実施した広域化推進についての検討委員会の中で、各自治体が単独でし尿の受け入れを検討することとなった。主に住民環境課で検討するが当課ではそれを受けて事業を行う。し尿は濃度が濃いため希釈が必要であり、公共下水道の処理水を利用することで処理費用の軽減となる。また、公共下水道区域に建設することで、国庫補助の対象となるため、それに基づく検討を行うための費用である。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 27 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

質 疑：なし

意 見：いつ駐車場利用者を募集しているのかわかりづらいため、防災行政無線等で周知するなど、募集方法の検討を。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○請願第 1 号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書の提出を求める請願書

説明者：信州北部農民組合 荒井 賢蔵 氏

質疑①：転作を行わない農家もいるではないか。

回答①：一部にそういう人もいるが、多くの農家が転作に協力している。協力している農家にとっては、補助金も重要な収入となっており、廃止されると経営を圧迫する。また、そばへの転作を認めないとなれば、作らないという人が出てくるのが予想され、荒廃地増加の心配がある。そこで、見直しの中止をして欲しいというのが農家の立場での意見である。

質疑②：転作の指定品目もあるが、例えば、そばを今までは 5 年でも 10 年でも転作として作り続けていけば、10 アール当たり 35,000 円の交付金を得ていたが、今回の見直しは、5 年間作ったら 1 年は水田に戻せということである。こ

れをやるとそばに適するように土壌改良をしてきたところが元に戻ってしまふ。また、見直しにより役所の事務が非常に煩雑となる。そのため、見直しはしないほうが良いという趣旨か。

もう一点懸案事項として、5年おきに米を作ると今でも余っている米が更に増えるため、値段が大暴落する。そして、その繰り返しが起きるため、見直しには反対だとの趣旨もあると思うが。

回答②：お見込みのとおり。

質疑③：その交付金の目的に合っていないのではないか。50年も経ったら見直す必要がある。水田活用となっているのに、転作されている。経営的にそのまま補助金を貰っていた方が都合がいいという政策上の言い分であって、消費者にしてみれば、これだけ物価が上がっている時代に米が暴落して安くなるのであれば、パンをやめて米にしようという意見だって当然出てくる。内容が合っていない交付金をもらっているという意見の中で、転作協力交付金なりを貰おうという意見は出なかったのか。

回答③：交付金の名称を変更するべきということか。転作に対する協力金という意味で貰っており、そのような意見は出ていない。

反対討論：現状と内容に即した交付金をもらうべきで、協力金であるならそういうネーミングで申請するべき。

反対討論：制度はここで大きく方向転換した。大豆に対しては、撒けば補助金を交付するのではなく取れた量に対して交付するなど、転換はしてきているが、実質的に補助金が減るとは思わない。畔を取った農地は、もろこしを作付けすれば補助金が出るため、それほど悲観した内容ではない。やり方によっては、補助金が多くなると考えおり、内容的には、賛同できない。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

○陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

説明者：長野地区労働組合連合 事務局長 成田 隼 氏

質疑①：米価が1俵2,000円も下がっているのに最低賃金を1,500円に賃上げするのは無理がある。さらに昨年度はリンゴが不作で経営が大変なのに賃上げは難しい。

回答①：1,500円は目標である。

質疑②：農業支援を決めてから賃上げすべきでは。

回答②：あくまで目標である。

質疑③：大企業の内部留保をどのように減らす考えか。

回答③：それが問題である。

質疑④：大企業の内部留保が増え続けているのは分かったが、中小企業の内部留保のデータを示してほしい

回答④：中小企業のデータを示すのは難しい。

反対討論：コロナで経済が疲弊している中において、中小企業は倒産の危機もあり、賃上げは無理なので反対する。

賛成討論：意見書案には、政府は労働者の生活を支えるための最低賃金 1,500 円を目指すとあり、数字は確定ではなく方向を提示し賃金の改善を求めているので賛成する。

採決の結果：賛成多数で採択とした。